

(3) 担当部署

計画の 担当部署	名 称	東海旅客鉄道株式会社 事業推進本部
	電 話 番 号 等	
公表の 担当部署	名 称	東海旅客鉄道株式会社 サービス相談室
	電 話 番 号 等	050-3772-3910 (音声ガイダンスに沿って、「4」を選択して下さい)

(4) 地球温暖化対策計画書の公表方法

公表方法	ホームページで公表	アドレス： https://jr-central.co.jp/
	窓 口 で 閲 覧	閲覧場所：
		所在地：
		閲覧可能時間
	冊 子	冊子名：
		入手方法：
そ の 他	アドレス：	

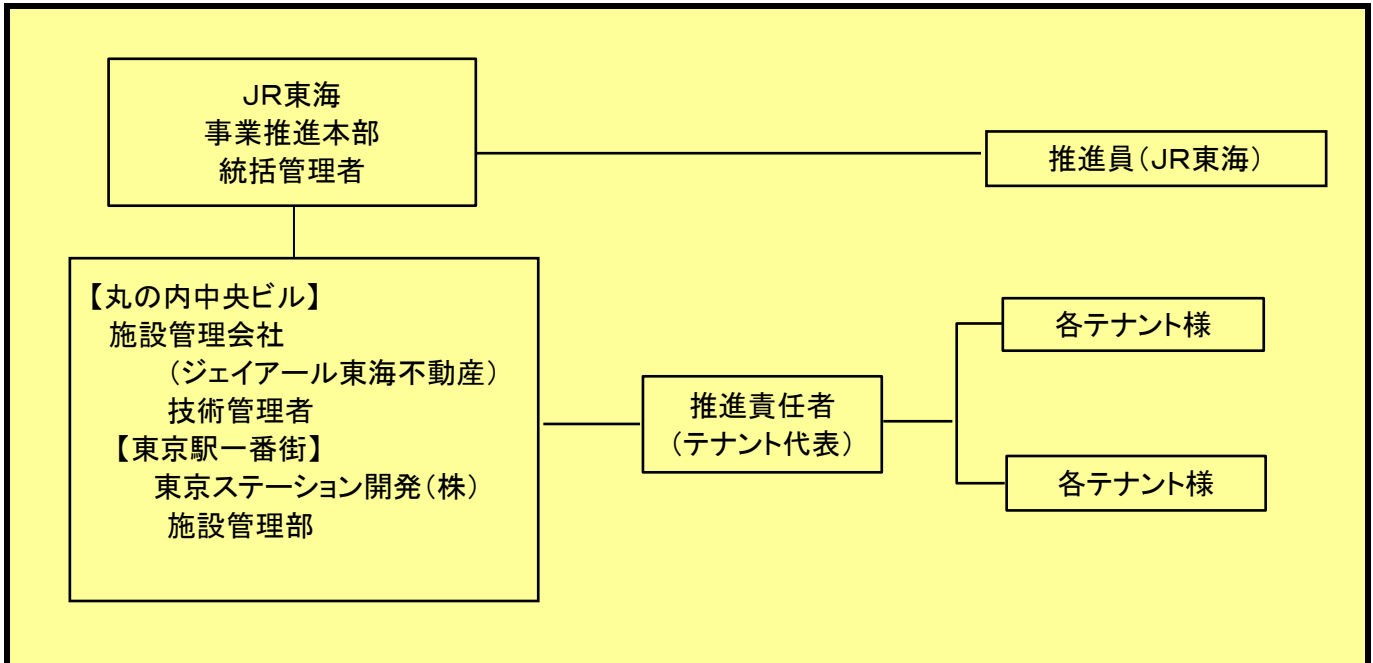
(5) 指定年度等

指定地球温暖化対策事業所	2009	年度	事業所の使用開始年月日	2005	年	1	月	5	日
特定地球温暖化対策事業所	2009	年度							

2 地球温暖化の対策の推進に関する基本方針

1. 地球環境保全の面で優れた鉄道を一層ご利用いただくための快適な輸送サービスの提供
2. 地球環境保全に資する技術開発の推進
3. 燃料、エネルギーの効率的な利用
4. 廃棄物の抑制とリサイクルの推進
5. 化学物質の適切な管理
6. 地球環境に配慮した物品・資材の調達
7. 地球環境保全へ向けた意識向上と社会貢献

3 地球温暖化の対策の推進体制



4 温室効果ガス排出量の削減目標（自動車に係るものを除く。）

(1) 現在の削減計画期間の削減目標

計画期間	2015 年度から 2019 年度まで			
削減目標	特定温室効果ガス	設備の稼働管理等によりエネルギーの使用の最適化・効率化を追求するとともに、入居テナントと一体となって過度な室内温度設定の防止や温水使用の防止、更に不要な照明の点灯防止などの省エネ対策を実施することにより、総量削減義務以上の削減量を目指す。		
	特定温室効果ガス以外の温室効果ガス	当事業所から排出される特定温室効果ガス以外のガス（その他ガス）は、水道の使用及び下水道への排水に伴う二酸化炭素の排出が主体となっている。したがって、入居テナントを含めて節水対策を進めることで、その他ガスの削減を目指す。		
削減義務の概要	基準排出量	15,090 t（二酸化炭素換算）/年	削減義務率の区分	I-1
	排出上限量（削減義務期間合計）	62,625 t（二酸化炭素換算）	平均削減義務率	17%

(2) 次の削減計画期間以降の削減目標

計画期間	2020 年度から 2024 年度まで	
削減目標	特定温室効果ガス	引き続きエネルギーの使用の最適化・効率化を追求するとともに、入居テナントと一体となって省エネ対策を実施することにより、特定温室効果ガスの削減を目指す。
	特定温室効果ガス以外の温室効果ガス	引き続き節水対策を進めることで、その他ガスの削減を目指す。

5 温室効果ガス排出量（自動車に係るものを除く。）

(1) 温室効果ガス排出量の推移

単位：t（二酸化炭素換算）

		2015 年度	2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度
特定温室効果ガス （エネルギー起源CO ₂ ）		8,493	8,229	8,100	8,099	
その他ガス	非エネルギー起源 二酸化炭素（CO ₂ ）					
	メタン （CH ₄ ）					
	一酸化二窒素 （N ₂ O）					
	ハイドロフルオロカーボン （HFC）					
	パーフルオロカーボン （PFC）					
	六ふっ化いおう （SF ₆ ）					
	三ふっ化窒素 （NF ₃ ）					
上水・下水		94	90	85	100	
合計		8,587	8,319	8,185	8,199	

(2) 建物の延べ面積当たりの特定温室効果ガス年度排出量の状況

単位：kg（二酸化炭素換算）/㎡・年

	2015 年度	2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度
延べ面積当たり 特定温室効果ガス 年度排出量	167.2	161.9	159.3	160.3	

6 総量削減義務に係る状況（特定地球温暖化対策事業所に該当する場合のみ記載）

(1) 基準排出量の算定方法

<input checked="" type="radio"/> 過去の実績排出量の平均値	基準年度：（ 2005年度、2006年度、2007年度 ）
<input type="radio"/> 排出標準原単位を用いる方法	
<input type="radio"/> その他	算定方法：（ ）

(2) 基準排出量の変更

	前削減計画期間	2015 年度	2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度
変更年度						

(3) 削減義務率の区分

削減義務率の区分	I - 1
----------	-------

(4) 削減義務期間

2015 年度から 2019 年度まで

(5) 優良特定地球温暖化対策事業所の認定

	2015 年度	2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度
特に優れた事業所への認定					
極めて優れた事業所への認定					

(6) 年度ごとの状況

単位：t（二酸化炭素換算）

		2015 年度	2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度	削減義務期間合計
決定及び予定の量	基準排出量 (A)	15,090	15,090	15,090	15,090	15,090	75,450
	削減義務率 (B)	17.00%	17.00%	17.00%	17.00%	17.00%	
	排出上限量 (C = Σ A - D)						62,625
	削減義務量 (D = Σ (A × B))						12,825
実績	特定温室効果ガス排出量 (E)	8,493	8,229	8,100	8,099		32,921
	排出削減量 (F = A - E)	6,597	6,861	6,990	6,991		27,439

(7) 前年度と比較したときの特定温室効果ガスの排出量に係る増減要因の分析

増減要因	<input checked="" type="checkbox"/> 削減対策	<input type="checkbox"/> 床面積の増減	<input type="checkbox"/> 用途変更
	<input type="checkbox"/> 設備の増減	<input type="checkbox"/> その他	
具体的な増減要因	過年度からのLED導入や各テナントの節電対策により、特定温室効果ガス排出量が減少した。		

7 温室効果ガス排出量の削減等の措置の計画及び実施状況（自動車に係るものを除く。）

対策 No	対策の区分		対策の名称	実施時期	備考
	区分 番号	区分名称			
		【特定温室効果ガス排出量の削減の計画及び実施の状況】			
1	120300	12_運転管理及び効率管理	機器類（熱源機器）の不要時の運転防止	2010年度より実施	
2	120300	12_運転管理及び効率管理	空調用ポンプ不要時の運転防止	2010年度より実施	
3	120300	12_運転管理及び効率管理	給排気ファン等の運転時間変更	2011年度より実施	
4	130100	13_空気調和の管理	過度な室内温度設定の防止	2010年度より実施	
5	150200	15_照明設備の運用管理	店舗間引き点灯、運用改善による削減	2010年度より実施	
6	150200	15_照明設備の運用管理	共用部間引き点灯による削減	2010年度より実施	
7	160200	16_建物の省エネルギー	高効率照明器具への計画更新	2010年度より実施	
8	160200	16_建物の省エネルギー	インバータ制御への計画更新	2014年度より実施	
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					

7 温室効果ガス排出量の削減等の措置の計画及び実施状況（自動車に係るものを除く。）

対策 No	対策の区分		対策の名称	実施時期	備考
	区分 番号	区分名称			
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
	【その他ガス排出量の削減の計画及び実施の状況（その他ガス削減量を特定温室効果ガスの削減義務に充当する場合のみ記載）】				
51					
52					
53					
	【排出量取引の計画及び実施の状況】				
61					
62					
63					

8 事業者として実施した対策の内容及び対策実施状況に関する自己評価（自動車に係るものを除く。）

当社は、東海道新幹線をはじめとした鉄道の優れた特性を發揮させることこそ、地球環境保全への貢献につながると考え、以下の2点を軸とした積極的な取組みを行っています。1点目は車両の省エネルギー化等、鉄道の運行に係るエネルギー効率を一層高めることで、直接的な環境負荷の低減を図っています。2点目は、さらに快適な輸送サービスの提供に努め、地球環境への負荷が少ない鉄道をひとりでも多くのお客様に選択・利用していただくことです。これにより、運輸部門全体としての環境負荷が抑制され、地球環境保全につながると考えています。

また、省資源、リサイクル、廃棄物処理等についても、関係法令の遵守はもとより、具体的な対策を着実に推進し、総合的に地球環境保全に貢献しています。

事業所としては、各従業員に以下の省エネルギー対策等を周知徹底させた上で取り組んだことにより、省エネルギー対策を進めることができました。

1. 機器類の不要時の運転防止

(1) 空調機器不要時の運転の防止

- ・空調は原則として8時から18時までとし、時間外に亘る延長運転は必要最小限としています。
- ・空調の稼働時間に合わせ、熱源機器や空調用ポンプについても不要時の運転防止に努めています。

(2) 温水の過度な使用防止

- ・洗面所の温水については11～4月と期間を定め、過度な温水の使用を防止しています。

(3) 照明不要時の点灯の防止

- ・未使用の個室等は消灯しています。
- ・社員の退社状況に応じて室内照明は部分消灯しています。
- ・夜間の共用部の照明は、時間帯に応じ段階的に減灯しています。

(4) 電気機器類の電源管理

- ・パソコン、モニター、プリンター等は退社時に電源を切っています。

2. 室内温度の適正な管理

- ・空調の設定温度については、過度な室内温度となることを防止しています。

3. 地球温暖化対策の推進体制の整備

- ・テナント等事業者の協力を得て、省エネルギーに向けた推進体制を構築しています。

4. 更なる省エネ対策及びその効果の検討実施

- ・技術管理者との省エネルギー対策及びその効果の検討を多面的に実施しています。